

本巣市 高齢者後付け安全運転支援装置 設置費補助制度 Q&A

No.	質問	回答
■申請について		
1	申請書はどこでもらえますか？	福祉敬愛課の窓口で配布するほか、市ホームページからも入手することができます。
2	郵送やインターネットで申請できますか？	できません。トラブルを回避するため、申請方法は福祉敬愛課での受付になります。
3	申請書の提出は、土日祝日でも可能でしょうか？	申請書の受付は市役所の開庁日（平日）のみです。
4	申請はどのタイミングでできますか？	設置販売事業者に依頼して安全装置を設置した後、書類をそろえて申請してください。
5	申請は設置販売事業者に代理で行ってもらっても良いですか？	申請書は、設置販売事業者の方に代理で提出していただいても結構です。なお、申請者は補助対象者に限ります。設置販売事業者におかれましては、申請者が高齢の方ですので、書類の記入や申請書の提出等について、お手数をお掛けしますが、何卒ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
6	安全装置を設置した後、申請するまでの期限はありますか？	安全装置の設置日から2か月以内に申請してください。2か月を過ぎた場合は、受付できません。 ただし、設置日から2か月後の日より、3月31日の方が早い場合は、その日が期限となります。 例①：令和2年6月5日（金）設置 →令和2年8月3日（月）までに申請 例②：令和3年2月25（木）設置 →令和3年3月31日（水）までに申請
7	安全装置を設置した後、年度をまたいで申請することはできますか？	年度をまたいだ申請はできません。 設置日が属する年度と同年度内に申請してください。ただし、予算が無くなった場合は、申請を受付できませんので、予めご了承ください。
8	令和2年度に一度補助金を受けたのですが、令和3年度にも申請することはできますか？	本補助制度は、年度に関係なく1人につき1回限り受けることができます。同一申請者が、2回以上の申請をすることはできません。
■補助金対象者について		
9	いつの時点で満65歳以上であればいいか？	安全装置の設置が完了した時点で満65歳以上の方が対象となります。
10	申請時に満65歳であれば対象となりますか？	申請時に65歳であっても、安全装置の設置時に65歳に到達していなければ、対象となりません。
11	現在は本巣市外に住んでいますが、近々本巣市内に引っ越す予定です。安全装置を設置すると補助	設置日及び申請日に本巣市に住民票があり、満65歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。

	対象になりますか？	
12	安全装置を設置した時は本巢市内に住所がありましたが、その後本巢市外へ転出しました。その場合でも申請はできますか。	設置日及び申請日に本巢市に住民票があることが要件となるため、申請はできません。
13	他の市町村の類似の補助金制度と併用して申請できますか。	他の市町村の類似の補助金制度により、補助金の交付を受けた、又は補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象となりません。
■補助対象となる安全装置について		
14	市販されているすべての安全装置が補助対象となるのですか？	本補助制度では、国土交通省が「先行個別認定等」した装置のみを対象としています。
15	安全装置の設置は、販売・取付け可能な事業者（店舗）であれば、どこに依頼してもいいのですか。	装置の設置は（一社）次世代自動車振興センターが認定した設置販売事業者が販売と併せて行うものとし、設置販売事業者は、安全装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、購入者に説明する必要があります。
16	安全装置をインターネット通販で購入し、納品後、普段から点検修理などをお願いしている事業者で設置してもらいました。この場合も補助対象となりますか。	（一社）次世代自動車振興センターが認定した設置販売事業者が販売と併せて行う必要があるため、補助対象となりません。
■補助対象となる自動車について		
17	65歳以上で自ら使用する自動車に設置したのですが、自分が営む会社名義の自動車です。補助対象になりますか？	本補助制度では、65歳以上であっても「非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件ですので、事業用の会社の自動車に設置した場合は補助対象になりません。車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている車が対象です。
18	所有者は65歳以上の人ですが、実際には65歳未満の子どもが自動車を使用しています。安全装置を設置すると補助対象になりますか？	本補助制度では、「65歳以上の人」が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置したことが要件です。申請者以外の人を使用する場合は、補助対象になりません。
19	車庫証明が市外の場合は対象になりますか？	「市内を使用の本拠」として使用する場合には対象となります。「使用の本拠」は、車庫証明ではなく車検証により確認させていただきます。使用の本拠が本巢市内であれば、保管場所は市外でも対象となります。
20	軽トラックに安全装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	貨物車も対象となります。非営利で使用する自家用の自動車であれば、車検証の「用途」欄の「乗用」と「貨物」の区別はありません。

21	ローンで購入した自動車に、安全装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	申請者が使用している自動車で、車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されていれば、ローンで購入した自動車であっても補助対象になります。
22	リース車に安全装置を設置しましたが、補助対象になりますか？	申請者が使用している自動車で、車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されていれば、リース車であっても補助対象になります。
23	安全装置を設置して補助金を受け、すぐに売却や名義変更等をすることは認められますか？	認められません。補助金を受けて安全装置を設置した自動車は、設置日から1年以上使用してください。1年未満で処分(売却、廃棄等)した時は、補助金を返還していただく場合があります。ただし、病気等の理由で運転が困難になった場合は、無理せず、運転を中止してください。このような場合は、補助金を返還する必要はありません。
24	補助金を受け取った後、本巣市外へ転居することになってしまいましたが、補助金は返還となりますか？	申請者本人が引き続き使用し、設置してから1年未満で処分(売却、廃棄等)を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。
25	添付書類「支払い額が分かるもの(領収書等)の写し」は、どのようなものですか？	<p>支払額が分かるものとしては、領収書の写しとなりますが、本制度の補助対象経費は、国の補助金を除いた後の安全装置の購入及び設置に要した経費(消費税含む)として、設置に際して同時に行った自動車の故障箇所の修理、補修、改良、改造に係る費用が支払い額に含まれている場合は、設置の際に取付け販売事業者が発行する「納品請求書」や「作業指示書」等も添付してください。</p> <p>また、領収日と安全装置の設置日が異なる場合についても、設置日が確認できる「納品請求書」等を添付してください。</p> <p>なお、設置販売業者に上記のような書類がない場合は、市の参考様式「設置販売証明書」を使用して、設置販売業者に記入・押印を依頼し、添付してください。</p> <p>設置販売事業者におかれましては、記入・押印のご協力をお願いします。証明者は店長(営業所長)名でご記入いただき、私印ではなく社印を押印してください。</p>
26	安全装置を設置しましたが、安全装置の作動を解除して運転しても良いですか？	道路、交通、運転等の様々な状況に応じて、装置のオン・オフの切り替えが必要な場合があるかもしれないので、基本的には運転者の判断に委ねますが、補助制度の主旨をご理解いただき、解除しなくても良い場合は、常に作動する状態で運転するように心掛けてください。また、安全装置は適正に管理してください。

■申請書の書き方及び添付書類について		
27	「補助金交付申請書や請求書」は、代筆しても良いですか？または、パソコンで入力しても良いですか？	申請者の申請意思を確認するため、また、同意を確認するため、様式内の署名及び押印は、必ず申請者本人が記載してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも結構です。
28	添付書類「自動車運転免許証の写し」は、表面だけで良いですか？	表面だけで結構です。ただし、裏面に住所、名前等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しもご提出ください。 運転免許証は、有効期限内であることを確認してください。 申請者が自動車の運転が可能である必要があります。
29	申請書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	申請書を受理してから、おおむね2か月後の振込みを予定していますが、申請件数により前後することがあります。予めご了承ください。
30	補助金の受取方法は？現金での受取りも可能ですか？	補助金の受取方法は、口座振込のみです。現金での受取りはできません。また、受取りは申請者に限りますので、他人名義の口座への振込みもできません。